THE SUGGESTION
THE SUGGESTION
# 提言

中小企業組合総合研究所機関紙
10月1日
第225号（2024年）

発行所
一般社団法人 中小企業組合総合研究所
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-6-31 協同会館アソシエ2F
電話 06-6328-5577　FAX 06-6328-5588
URL http://www.kumiaisouken.com/

**提言・約束事**

1. 基本的には読者参加型の提言新聞とします。併せてニュース解説や話題を提供します。
2. 投稿の場合、社会規範に反するものは受付けません。原稿掲載はスペース等の関係もあり編集者の判断にお任せ下さい。

## 法と証拠を精査すれば無罪は明らか
# 連帯労組関生支部の運動の正当性
## 京都事件

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関生支部）への権力弾圧（京都事件）をめぐる最終弁論が9月12日、京都地方裁判所（京都市中京区）で開かれた。弁護側は憲法や労働組合法を鑑みて事件が明らかな無罪である事を訴えたとともに、関生支部前委員長の武建一氏の意見陳述書を示し、労働組合が今まで果たして来た役割や成果、そして決して反社会的組織ではないという事を切実に訴えた。本号では法廷で示された意見陳述書を掲載し真実を明らかにする。



### 意見陳述書
2024年9月12日
武 建一

一　今回の刑事弾圧は、資本と権力による関生支部の壊滅作戦の実行であり、私、武を生コン業界から排除する事にあります。結果、残念ながらこの目的はほぼ達成されています。

二　私は、今回の刑事弾圧は、1980年代に日経連の大槻文平会長が求めていた「関生の運動は、資本主義の根幹を揺るがすもの」として「背景資本との闘い、中小企業との共闘、解決金、集団交渉と行動」の排除を目的にした弾圧であると考えています。

三　1965年の結成から今日まで、関生支部の果たした役割とは何を、ストライキによって「1万9500円」を叩き出し、労使協調路線を打破した事。

第一に、奴隷的低賃金・正月三日間しか休日がなかった労働条件を改善した事。

第二に、中小企業を大企業の収奪から救った事。

第三に、1980年からの2年間で、3500人の組合員を拡大・獲得した事。日本の企業別労働組合にはない、産業別の労働組合運動を追求し、多くの仲間が共鳴する典型的労働運動を追求し、成果を得られた事。

①産別賃金制度、労働条件の平準化実現、産業別雇用権確保を実現した事。

②1973年に集団交渉確立、1980年には工業組合との産業別集団交渉権を確立し、賃金・労働条件の向上のみならず、「32項目協定」を成立させ、中小企業間の団結・連帯感を実現した事。

③1974年の春闘で、労使協調生産性向上路線をとる同盟系組合の賃上げ要求「1万8000円」を、ストライキによって「1万9500円」を叩き出し、労使協調路線を打破した事。

④中小企業の競争抑制に有効に働いた事。共同受注・共同販売・シェア運営と、手形決済から現金収受を実現した事。

⑤産業民主化を進め、中小企業協同組合に対する大企業の収奪から中小企業を守り、中小企業の発展に寄与した事。

第四に、背景資本と闘い、労働者の権利擁護と中小企業の経営安定に寄与した事。

第五に、労働組合の自治権を守るため、資本・権力・政党との独立を果たし、労働組合の独立性、自主権を確保した事。

第六に、教育活動を重視して、経済学、哲学、労働運動の歴史を学び、実践に活かした事。二人の仲間がヤクザに殺されたが、妥協なく闘い、組合員の結束力を高めた。

第七に、政治闘争に参加し、重税反対、原発稼働阻止、基地撤去、集団的自衛権発動阻止、日米安保条約廃棄、反戦平和運動を積極的に追求した事。

第八に、冤罪阻止、基本的人権擁護、国内外の仲間と連帯して自由・平等・公平な社会実現に努力してきた事。

四　今回の不当弾圧の影響。

①関生支部は、結成以来今日まで59年の歴史を刻んでいます。今回の弾圧は、多くの仲間を逮捕・起訴した事、その規模においてもマスコミを通じて社会に与えた影響はかつてないものであります。

②私は今回の弾圧は、警察・検察・一部政治家・権力総体とセメントメーカー等の大資本と一部協同組合幹部によって仕組まれたもので、彼らの当面の目標は二つです。一つは、関生型労働運動を壊滅する事。今一つは、その先頭に立って闘う私、武建一を生コン業界から排除する事と、攻撃の本質を捉えています。残念ながら、この二つの目標は実行され成功しています。

③弾圧を受けてから今日まで6年が経過していますが、この間、起こっている事を見れば今回の弾圧の目的が明白であります。

第一、セメント価格がトンあたり5000円値上げした事。2025年4月には、更に2000円の値上げが予定されており、更にセメントメーカーは協同組合への支配力を強めています。協同組合も労働組合も、大企業に弱く、労働者には強くなっています。

第二、協同組合は「シェアを公平・公正に3年以内に実行する」との約束を反故にしています。更に土曜日稼働が常態化しています。

第三、賃金が大幅に引き下げられている事。年間所得の基準額として630万円を協定化していたのを、初任給245万円、41年間働いて60歳の定年時になっても550万円と賃金が大きく下げられている事（日々雇用は1日1万7000円）。年間休日125日が105日になった事。

第四、二ヵ月に一回の近畿2府4県327社が集まっての産業政策懇談会が実行されなくなった事。近畿2府4県（大阪・兵庫、和歌山、奈良、京都、滋賀）各協同組合との集団交渉を実行しなくなった事。

第五、これらの事が可能になったのは、所期の目標を達成した事により関生型運動が否定され、会社の言いなり、一部幹部と癒着した労働組合が成立した事により実現したものです。これは、1980年代当時の日経連・大槻文平会長の主張をそのまま実行したことになるのです。

五　あらためて関生支部の歴史の中で特筆すべき成果とは何か。

①奴隷的賃金・休日等、産業別協定を実現し、大企業による中小企業の収奪から中小企業を守った事。ヤクザの介入阻止に全力を挙げた事。

②1973年、14社16工場での集団交渉、1980年には大阪兵庫生コン工業組合との産業別集団交渉権、労働協約締結権を実現した事。今回の京都協組もこの1980年以降の産業別協定によるものです。

③1974年労使協調路線を闘いで打破した事。

④中小企業が大企業と取引する上において団結するため、共同受注・共同販売・シェア運営を実現した事。手形決済から現金決済を実現した事。

⑤労働組合の自治権を守るため、資本権力政党との独立を果たした事。

六　むすびに。

（1）裁判官に求める事は、法と証拠を精査すれば無罪は明らかと確信します。

（2）司法・立法・行政の三権分立は、民主主義体制を維持することにとって最も大事にすべき事です。

（3）憲法と法律に照らし、良心に従って公正・公平な判断を求めます。


京都地方裁判所

【京都事件とは】「ベストライナー事件」「近畿生コン事件」「加茂生コン事件」の3つの事件を併合したものである。京都のトラック運転手が関生支部を通じて勤め先に対して正社員化を求めたことや、子どもを保育園に入れるために就労証明書の発行を求めたことが「強要未遂」にあたるとして、交渉にあたった労働組合員らが逮捕された（就労先の会社からは過去4回にわたり就労証明書が発行されていたが、組合公然化後は発行拒否された）。労働者にとって当たり前とも思える正社員化要求や就労証明書発行の要求が、「強要未遂」にあたるとして事件化された。

## 季折々
### 四　自然災害に想ふ

今年は正月早々の能登半島地震から、災害が続いており「地球が悲鳴をあげている」のでは、と心配になります。幸いにして自身の周りでは大した被害も無く済んでいますが、多くの方々が悲しみに暮れる年になっていることと思います。年初の能登半島地震では300を超える人命が失われ、10万余の住居が被害を受けました。その復興も道半ばの先月21日に今度は大雨による河川の氾濫や土砂崩れの被害を受け、絶望の淵に落とされたことと心配しております。現在では、人知を超える災害が当然のように起こってしまうことを、我々は肝に銘じておかなければなりません。

8月8日の日向灘を震源とした地震では「南海トラフ地震臨時情報」という、これまでに聞き慣れない情報が気象庁より発表されました。これは「予想される南海トラフ地震の想定震源域で大地震が起こる可能性が相対的に高まった」とされるものでしたが、結果として期間内に大地震が起こることはありませんでした。この結果をもってネット界隈では「またまた嘘つき」や「大したことないのに騒ぎすぎ」「オオカミ少年では」などの政府対応への批判の声が一時的に高まりました。しかし、これは結果論に過ぎず何事も無かったことを喜ぶべきなのです。

オカミ少年の話は、結果として実際にオオカミが来たときに村人達が「また少年の嘘だ」と決めつけてしまったことで、結果として少年のみならず羊など村への被害が出てしまったという結末ですが、行政の発表は決して「国民を騙し楽しむ」ことが目的ではなく、事前の備えが被害を最小限に抑える「肝」になると考えるべきなのです。今年の台風11号来襲の際も、九州や東海～関東では大雨によって災害級の被害があった一方で、近畿地方では想定された風雨が無かったことを「騒ぎすぎでは」と揶揄する声が多々ありました。

備えあれば憂い無し。皆さんも、今一度「防災」について考える機会として、備蓄などを見直してみては如何でしょうか。

（A.M）

# 大阪労働学校・アソシエ講座案内

## 今期もあと少し　全講座オンラインで開催中

「大阪労働学校・アソシエ」（学長・斉藤日出治）は、資本主義を根源的に批判し、競争から共生協同型の政治・経済構造への転換と、働く者が主人公となる社会をめざす事を基本理念とし、労働の尊厳を回復させることを目標に２０１６年に開学。人間の真の解放を高く掲げた哲学・政治学・経済学や労働運動の歴史・実践などを教育の基本として、人材育成と研究を担っている。

世界で進行しつつある「社会的経済」を広げる運動と連帯して、社会との共生・自立した地域社会の強化・働き生活する場としての協同組合的社会の育成という3つの理念を深めることも大きな課題としている。

労働を、単に生活水準の向上を実現する手段として見るのではなく、労働そのものに喜びを見出そうとして、１９２２（大正11）年に賀川豊彦を校長として設立された「大阪労働学校」があった。大阪の地に「大阪労働学校」の労働を喜びにする精神を継承することは、労働の尊厳が軽視されている現代において非常に重要な意味を持っている。

◆

4月から始まった今期各講座も残り少なくなった。全講座オンライン形式での受講となり、以下の講座を開催中である。

### ●第4講　10月24日　19：00～20：30

### 〝苦潮世〟への旅路
### 奄美近現代・出稼ぎ移民考

講師：原井一郎（ジャーナリスト）



九州～沖縄間に点在する奄美群島は、17世紀末からサトウキビ作を強要され、２００年以上も苛斂誅求で貧窮にあえぎ、「黒糖地獄」に苦しんだ。薩摩藩はその収奪によって赤字財政を脱し強藩化、明治維新の立役者になるが、島民の疲弊はそっくり近代に継がれ、窮状が続いた。

そうした中、産業革命で〝東洋のマンチェスター〟に変貌した阪神工業地帯へ、奄美から最多期、年4万人以上が先を競って出稼ぎに流出、さらに海外、戦時中には満蒙（満州および内蒙古）へ、戦後も基地オキナワへと脱出が続いた。

１世紀におよぶ奄美群島民の流民化は、労働搾取ばかりか言葉、生活習慣の違いで蔑視・排斥に晒され、苦潮世の辛酸を舐めた。そうした「出稼ぎ世」が生まれた背景、離郷者が辿った足跡を再検証して現代に問い、合わせて今日の外国人労働者差別など排外主義の台頭、創生される貧困（子供、女性）、弱者（限界集落、寝たきり老人）などへの、り方を、考えていく。

### ●第4講　11月23日　14：00～15：30
### 「検証 奄美の出稼ぎ・移民」

### コモンズからポスト資本主義を考える
講師：若森 章孝（関西大学名誉教授）

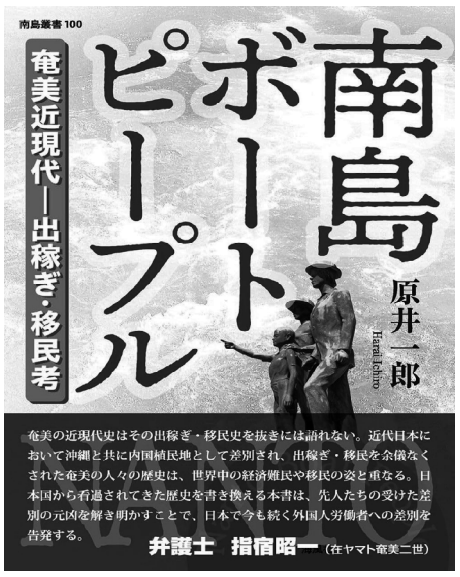


斎藤幸平の『人新世の「資本論」』（斎藤、２０２０）と『マルクス解体』（斎藤、2023）は、エコロジー危機の認識の深化にともなう資本主義的生産力発展に対する批判的理解と、持続可能で平等な前資本主義的共同体の「優位性」の発見とを結びつけた晩年のマルクスの到達点から、脱成長学派（ヨルゴス・カリス、スーザン・ポールソン、ジェイソン・ヒッケルら）の資本主義と人為的希少性の創出の議論を吸収することで、ポスト資本主義を「脱成長コミュニズム」として描き出した。

本講義は、脱成長学派の議論とボリアーやヘルフリッヒたちのコモンズ論を結びつけながら、斎藤幸平の議論に欠けているポスト資本主義の社会編成化と倫理について考察し、ポスト資本主義の議論を一歩でも深めたいと考えている。

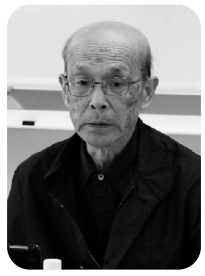
### ●第4講　10月24日　19：00～20：30

### 労働学校講師　原井一郎氏　最新著書
### 『南島ボートピープル』
### 奄美近現代史―出稼ぎ・移民考
### 海風社　定価２４００円（税別）




歴史資料から抜け落ちた約1世紀に及んだ南島民の流民史を、膨大な資料・参考文献の詳細な読み込みと、当時を知る人たちへの丁寧な取材によって解き明かした渾身の記録文学。明治末から生じた流民化、大都市出稼ぎ・海外移民で、島民は資本による搾取と、都市生活における迫害・排斥に晒されながら生き抜き、今日に至っている。その苦悩の体験を取材し、「偏見」「差別」がどのように生まれ、なぜ宿痾のようにつきまとったかを考察し、そうした苦悩を負わせた責任を過去のものとせず、現代に問い直し、今日の外国人労働者差別、新たに創生される弱者・貧困問題についても俎上に載せる。

### ■資本論読書会
チューター　斉藤日出治



２０１６年の本学開校以来続けている読書会で、『資本論』を古典として読みつつ、同時に現代世界の危機を『資本論』を通して読み解くというかたちで議論しています。現在は「資本蓄積論」を読んでいるところです。

毎月第1・第3木曜日　16：00～18：30

お問い合わせは下記へ
hide.saito1000@gmail.com
詳しい情報は大阪労働学校・アソシエのホームページをご覧ください。

公開講座

## 大阪労働学校+グローバル・ジャスティス研究会
## 「住民自治はここから始まる」

10月27日、大阪労働学校・アソシエはグローバル・ジャスティス研究会と共催して、秋のつどい「住民自治はここから始まる」を開催します。




地方自治のあり方を変えて地域のつながりを回復する「ミュニシパリズム」や協同組合の実践が世界的に注目されている。返済不能な債務や災害などにより、国や自治体がまともに機能しなくなった地域では、人々が協同し助け合いながら、危機を乗り越えようとする動きも広がっている。その背景にある社会構造を学びながら、地域の暮らしの転換について一緒に考える。

昨年10月に京都市立芸術大学が西京区の洛西地区から京都駅東側に移転した。

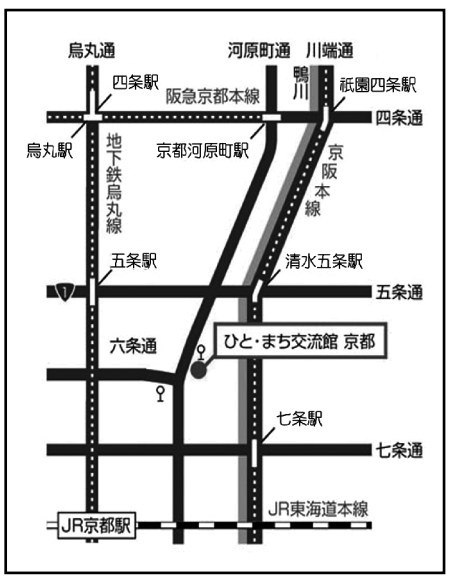
近隣の洛西ニュータウンは高齢化と人口減少が著しく、交通の便などの問題が未解決だ。地元ではニュータウンの再生を視野に入れた市民参加の芸大跡地活用を訴える住民運動も始まっている。

そもそも築後まだ43年（新しい建物はまだ20年）の学舎を廃止することは文科省の方針とも、SDGsを謳う市の方針とも矛盾している。

地域の農業でも、種苗事業への国からの補助金がなくなり、一括の地方交付税になったことで、今までのような自治体が種苗生産を行ない、地域にあった優良な品種を低価格で供給してきた仕組みを維持することが難しくなりつつある。今まで創り上げてきた公共の制度や仕組みが次々と解体され、生活に影響が出ているなかで、私たちはこれから、地域のつながりをどのようにつくっていったらよいのだろうか。

■講演内容
第1部　田中與念子氏（京都市立芸大跡地の住民本位の活用を目指す会事務局）
「洛西ニュータウンと芸大移転――SDGsの嘘」
第2部　斉藤日出治氏（大阪労働学校・アソシエ）
「わたしたちの暮らしを創造する～コモンの自治」

■日　時　10月27日（日）13：30～16：30
■会　場　ひと・まち交流館 京都（京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1）
■参加費　500円
■主　催　グローバル・ジャスティス研究会
大阪労働学校・アソシエ
■問い合わせ　080・2742・2590




京阪本線「清水五条駅」下車　8分
地下鉄烏丸線「五条駅」下車　10分
市バス4・17・205号系統「河原町正面」下車

# 関東大震災と朝鮮人虐殺
## 小池都知事 今年も追悼文を送らず

9月1日、東京都墨田区横網町公園内にある「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑」前で朝鮮人犠牲者追悼式典が行なわれたが、小池百合子都知事は今年も追悼文を送らなかった。


関東大震災から101年。朝鮮人犠牲者追悼式典で追悼碑の前で鎮魂の舞が披露された

### 1923年9月1日

午前11時58分頃、神奈川県西部を震源とするマグニチュード7・9の地震が発生し、神奈川県と東京を中心に関東周辺に甚大な被害をもたらした。いわゆる「関東大震災」だ。190万人が被災、死者・行方不明者は約10万5000人、住家全壊焼失流失約29万3千棟という甚大なものとなった。

その際に「地震の混乱に乗じて朝鮮人が暴動を起こす」「朝鮮人が井戸に毒を入れた」などという流言（りゅうげん）が流れ、これらの流言を信じた自警団（民衆）・警察・軍によって朝鮮人、中国人などが虐殺される事件が発生した。

殺害された人数は内閣府中央防災会議によると震災の全死者のうち、「1～数%」、つまり1000人～数千人の規模にあたるとしている（震災直後に調査した朝鮮人団体は、犠牲者の数を約6000人としている）。

### 追悼碑建立の経緯

こうした歴史的な経緯もあり、1973年に東京都墨田区の横網町公園内に朝鮮人犠牲者の追悼碑は建立された。碑が建てられた1970年代には、まだ当時の事を知る人が多く健在しており、証言する人も多かった。事実、国会でも取り上げられており、1964年3月17日の参議院予算委員会では、共産党の須藤五郎議員が「関東大震災で6000人の朝鮮人を殺している。朝になると川に首のない朝鮮人の死体がたくさん浮いた。私は事実、自分で行って見てきた。こういう大虐殺を知っているか」と問い、当時の大平正芳・外相は「数々の過去のあやまちは、私もよく承知している」と答弁している。

このように実際に目撃した人はいた。だからこそ1973年に慰霊碑を建てる時、自民党も含めて都議会の全会派が賛成したのだ。

### 歴代知事が追悼文

碑が建立された翌年に開催された第1回の追悼式典には、当時の美濃部亮吉・東京都知事が「51年前のむごい行為は、いまなお私たちの良心を鋭く刺します」と追悼のメッセージを寄せた。以来、歴代都知事はこの追悼式典に追悼文を送り続けたのである。しかし現職の小池知事は就任翌年の2017年から8年連続で追悼文の送付を取り止めた。小池知事は「都内の慰霊堂で行なわれる大法要で、関東大震災で亡くなったすべての方々に追悼の意を表したい」と弁明する。震災の被害者を追悼するのは当然だが、虐殺の被害者は「震災の被害者」ではない。震災を生き延びたにもかかわらず人の手によって殺（あや）められた人々だ。天災による犠牲者と人生による犠牲者とでは犠牲者の性格がまったく異なるものである。

歴代自民党政権は被害者に対して何ら謝罪や反省をしていない。それどころか「政府内に事実関係を把握する記録が見当たらない」と繰り返すだけで、まともな調査さえしようとしない。自国の犯した罪に対する不十分な謝罪や反省が被害国の人々の怒りを買っている事に無自覚なのである。過去を謝罪しないのは、謝罪するだけの民主主義も人権意識も無いからだ。従って、同様の人権侵害は形を変えて次々と現れる。政府は責任を痛感し態度を改めるべきだ。

### 追悼文送付の動き広がる


慰霊碑に頭を下げる参列者（船橋市）

小池知事は関東大震災で虐殺された朝鮮人犠牲者の追悼式典に追悼文を送らなかったが、首都圏の自治体では、関東大震災朝鮮人犠牲者の追悼式典に自治体の首長が追悼文を送る動きが広がってきている。

市民団体が千葉県船橋市で9月1日に開いた朝鮮人犠牲者の追悼式典には、千葉県の熊谷俊人知事が初めて追悼文を送付している。また、9月4日にさいたま市で行なわれた、関東大震災時にさいたま市内で犠牲になった姜大興さん（当時24歳）を偲ぶ市民団体の追悼会には、埼玉県の大野元裕知事が初めて追悼文を送付している。この追悼会には、昨年に続いて清水勇人さいたま市長も追悼文を送っている。

さらに、埼玉県本庄市と熊谷市、上里町では、関東大震災で犠牲となった朝鮮人を追悼する式典を長年続け、首長も出席している。

歴史を直視しようとしない政府や小池知事は、これらの姿勢を学ぶべきではないだろうか。

# 朝鮮人追悼碑撤去
## 群馬の森 市民の反対のなか行政代執行


撤去される前の「朝鮮人追悼碑」

群馬県立公園「群馬の森」一帯には、明治15年（1882）から操業を開始した陸軍岩鼻火薬製造所があった。碑は、戦時中に日本に徴用され、群馬県内の鉱山や軍需工場で過酷な労働のもとで犠牲になった朝鮮人労働者を悼（いた）み、市民団体「『記憶 反省 そして友好』の追悼碑を守る会」の前身の「朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を建てる会」が県議会に請願を出し、全会派一致で採択され、県と市民との合意のもと、県が場所を提供して2004年に建てられたものだった。

碑の正面には「記憶 反省 そして友好」の文字が刻まれていた。悲劇の歴史を「広く国民に伝え、正しい歴史認識を確立する」ことを目的とした「追悼碑を守る会」は、碑の前で毎年追悼集会を行なってきた。

### 突然の更新不許可

追悼集会で参加者が「強制連行の事実を訴えたい」などの発言をしたことを理由に、県は2014年、10年毎に行なう碑の設置更新を不許可とした。そこに至る過程には、排外主義的団体が県議会に碑の設置許可の取り消しを求める請願を行ない、自民・公明などの賛成で採択された事や、撤去を求める団体が碑の前で行なった抗議活動の際に、公園側とトラブルになった事があったという。

「守る会」は更新不許可処分の取り消しを求めて県を提訴し、前橋地裁は県の処分について「裁量権を逸脱・濫用（らんよう）したものとして違法」と判断した。それを不服とした県が控訴し、東京高裁は2021年、地裁判決を覆し、2022年に最高裁で高裁判決が確定した。

県側は撤去の理由として、碑が公園内に設置されていることは「著しく公益に反し、都市公園法に基づかない」ことをあげている。しかし憲法21条は「集会の自由・表現の自由」を保障しており、何が「公益に反した」のか納得のいく説明はなかった。

碑の設置時に県は「政治的行事を行なわない」という条件をつけていた。山本一太知事は会見で、「政治的発言によって碑の存在自体が論争の対象になった」と述べたが、朝鮮人労働者が県内の鉱山や軍需工場に強制連行された事は歴史的事実である。事実を究明し、平和を祈る事が政治的発言にあたるのだろうか。

### 過去を忘れず

碑はあたかも最初から存在しなかったかのように撤去された。碑文には「過去を忘れることなく、未来を見つめ、新しい相互の理解と友好を深めていきたい」と刻まれていた。朝鮮人追悼碑は、日本が行なった植民地支配と侵略戦争の加害の歴史から学び、さらなるアジアの平和と友好の発展を願って県立公園内に建てられたものだった。現在の平和は、過去の過ちの反省の上に成り立っている。歴史を直視し、過去の過ちを繰り返さないように注視することが重要だ。

# 【税を知る】シリーズ 日米地位協定と税金

「何度繰り返されれば終わるのか」。沖縄をはじめ、日本全国の基地のある街で米兵による性暴力事件が相次いでいる。事件・事故が繰り返されるたびに出てくるのは、日米地位協定によってアメリカ軍人・軍属等が守られているという事だ。しかし政府はこの不平等な関係を規定する日米地位協定の改定に動こうとしない。さらに、駐留アメリカ軍に与えられている特権は裁判権だけではない。

軍が裁判権をもつ」といった取り決めもある。

米兵にはとりわけ、裁判権で治外法権的な特権が認められている。米兵が「公務中」に起こした事件・事故については、米軍に「第1次裁判権」があるとされており（第17条）、たとえ日本国民が被害者であっても日本側が裁くことはできない。「公務中」かどうかを判断するのも米側とされている。

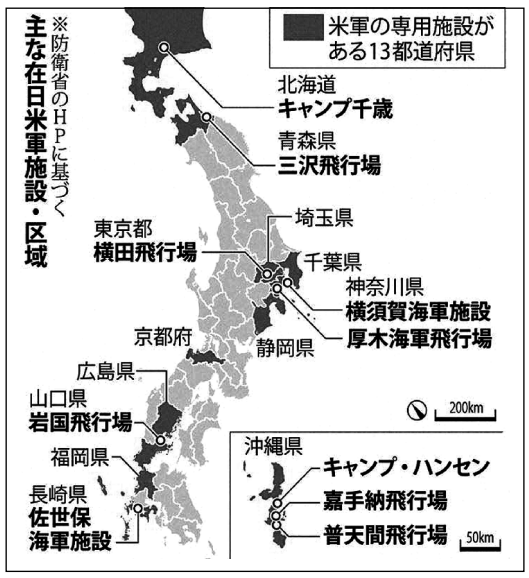
さらには「公務外」で米兵が犯罪をおかした場合でも、被疑者の身柄が米側にある場合（例えば基地の中にいる場合）は、日本側が起訴をするまで被疑者の身柄は米側に置かれ、日本側が逮捕・拘束する事はできない。日本の警察の取り調べには米側の「好意的配慮」を要し、それが無ければ取り調べも出来ない。

## 日米地位協定とは

日米地位協定とは、日本に駐留する米軍が日本国内で円滑に活動できるようにするための取り決めである。

地位協定は28条で構成され、2条で日本国内の基地使用を米側に認め、3条では基地内の管理・運営などのために米側が「必要なすべての措置を執ることができる」としている。

その他に「基地返還時に米軍が原状回復義務を負わない」「米軍の船舶・航空機・車両や米軍関係者とその家族が基地間の移動を自由にできる」「米軍人は出入国管理法の適用から除外され旅券や査証（ビザ）なしで日本に出入りできる」「米軍が日本に持ち込む品に関税を課さない、米軍関係者による公務中の犯罪は米




## 「Y」「E」「A」ナンバーは 米軍関係者の私有車




日本にある米軍基地の近くでは「Y」や「E」などのアルファベットが記されたナンバープレートを付けた車を見る事がある。これは米軍人や軍属、その家族らの「私有車」に付けられるナンバープレートである。「Y」は日本国内で調達された米軍関係者の私有車両。「E」はアメリカから米軍経由で日本の米軍基地に直接持ち込まれた米軍関係者の私有車両。「A」はYナンバー対象車のうちオートバイや軽自動車に付けられる。



米軍公用車のナンバー

国土交通省によると、普通乗用車に付けられる「Yナンバー」の登録は2020年7月現在、全国で約5万6000台、軽自動車やオートバイ用の「Aナンバー」などの登録は約8100台となっている。

一方、米国陸海空軍の所有する公用車には、アメリカ政府のナンバー（番号標）が付けられる。サイズは日本のナンバープレートとほぼ同じで、白色の背景に黒、青、または赤色の明確な識別番号を付したものである。道路運送車両法などの日本の法律は適用されないほか、米軍の公用車は自賠責保険に入る必要がなく、自動車税や重量税を納める必要もない。公務のために高速道路などを使用する場合も通行料は無料となる（道路管理者が防衛省に通行料を請求する）。しかし「Y」ナンバーなどの私有車両には、日本国の法律が全面的に適用される。

## 米軍私有車の 自動車税減免は年14億円

「Y」ナンバーや「E」ナンバーの車は、実は日本人が所有する一般車の税額より自動車税（軽自動車税）や重量税が大幅に低額に設定されている。さらに、ガソリンに関わる税も軽減されている。

毎年5月末が納付期限となっている自動車税や軽自動車税は、通常は排気量に応じて納付額が決められているが、米軍関係者の私有車は税額が図のように、どの区分においても一般車両よりかなり安い税額となっている。

【図】自動車税・軽自動車税の比較

| | 日本人所有の一般車 | 米軍関係者の私有車 |
|---|---|---|
| 軽自動車 | 10,800円 | 3,000円 |
| 小型乗用車 | 25,000～36,000円 | 7,500円 |
| 普通乗用車（4.5㍑未満） | 43,500～75,500円 | 19,000円 |
| 普通乗用車（4.5㍑超） | 87,000～110,000円 | 22,000円 |

また、車検の際に納める重量税も大幅に安くなっている。これは、租税特別措置法90条の11によって定められた税額となっており、一般と同様に0・5トン刻みで変わる。例えば、一般車両の「1～1・5トン以下」では1万5000円だが、米軍の私有車では5000円となり、税額はおおむね3分の1となっている。

自動車税や重量税が安く設定されている理由、それは日米地位協定のなかで説明されている。「米軍人等の私有車両に対する課税の考え方」としてまとめられた内容は以下である。「1.米軍人等は、日米地位協定の規定により、動産の保有等についての租税を免除されるが、道路の使用について納付すべき租税の免除を与えるものではない」。「2.自動車税及び軽自動車税は、財産税と道路損傷負担金の性格を併せ持つと解される。このうち、道路損傷負担金に相当する部分を米軍人などの私有車に対して課税する」。以上のことから、「財産税」にあたる部分が免除され「道路損傷負担金」に相当する部分だけの課税となるため、自動車税が安く設定されている。

2019年度の場合、一般の税率で徴収した場合との差額は少なくとも約14億3400万円に上ることが判明した。

地方税である自動車税は、財政状況が厳しい自治体にとって貴重な財源になっており、各都道府県は地位協定の改定や運用の改善を求めている。自動車税や軽自動車税など自治体の財源となる地方税は本来、自治体に税率を決める権限がある。日本政府と米側の合意で税率を決めることは、その権限を侵害している。自治体の意見を尊重し、優遇措置を見直すべきだ。

米軍関連施設がある15都道府県でつくる渉外知事会は毎年、米軍関係者の私有車に対する税の優遇措置を是正するよう国に要望している。沖縄県税務課は「標識や道路の整備にかかる経費の財政上の負担は小さくない。一般の車両と同じ税率で課税できるようにすべきだ」と訴える。

**米軍関係者の私有車に対する自動車税や軽自動車税の課税額と一般税率との差額**

| | 課税額（万円） | 一般税率との差額（万円） |
|---|---|---|
| 青森県 | 5980 | 1億1430 |
| 千葉県 | 1 | 3 |
| 東京都 | 5740 | 1億3720 |
| 神奈川県 | 1億3250 | 3億3630 |
| 静岡県 | 70 | 150 |
| 京都府 | 110 | 220 |
| 広島県 | 50 | 120 |
| 山口県 | 4080 | 1億0150 |
| 長崎県 | 2560 | 5780 |
| 福岡県 | 2 | 6 |
| 沖縄県 | 3億0760 | 6億8200 |

※2019年度分を米軍専用施設がある13都道府県に取材。北海道と埼玉県は課税対象の車両がなかった。金額は概数

## 米軍車両は有料道路も10年間で73億円免除　日本側が肩代わり

日米地位協定に基づく米軍車両への優遇は、私有車に対する自動車税の減免のほかに、公務で有料道路を使う際に料金を免除する措置もある。免除による道路事業者の損失分は日本側が肩代わりしており、その補償額は2018年の場合、約7億100万円、2009～2018年の10年間では約73億3900万円にも上っている。

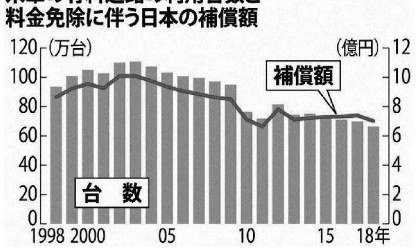
日米地位協定は5条で、米軍関係者が車両を使って米軍施設・区域の間を移動する場合、道路使用料を課さないと規定している。自由に往来できるようにするのが目的で、米軍が発行する「有料道路通行証明書」に氏名や車両番号などを書き込んで料金所で渡せば、無料で高速道路などを利用できる。

米軍車両の有料道路の利用を巡っては、会計検査院の2009年の調査で、通行証明書に車両番号や目的地などの必要事項が書かれていないものが1500枚以上見つかったほか、土日や祝日に観光地を巡るなど、私的にレンタカーを使ったとみられるケースも発覚した。

これら米軍による私的利用、あるいは目的外利用の肩代わりをしているのは、もちろん税金だ。そもそも日米地位協定では、基地の維持費は米軍の負担と定めており、在日米軍の駐留経費「思いやり予算」も当初は暫定的、限定的とされた。ところがズルズルと拡大解釈され、今では維持費の多くを日本が負担している。

先に行なわれた自民党総裁選挙においても、日米地位協定の全般的な見直し交渉について、明確に「する」と答えた候補者はゼロだった。日本は米国の植民地状態におかれているも同然だ。早急な改正を望む。

**米軍の有料道路の利用台数と料金免除に伴う日本の補償額**



# 地域アソシエーションの芽(66)

京都大学名誉教授　本山美彦

## 種子をめぐる勢力(12)

### オランダという国名はない

江戸時代の中期から明治時代の初期にかけて、日本はオランダ東インド会社系列の出島オランダ商館の学者たちから非常に大きな恩恵を受けてきた。医学、土木、芸術をはじめ、植物学にいたるまで、じつに広範な分野で日本人はこの商館の学者たちから教えられてきた。

中でも、「出島の3賢人」が、その代表格である。

江戸時代、17世紀から19世紀にかけて、長崎の出島で博物学的研究を行なったドイツ人の医師で博物学者のエンゲルベルト・ケンペル(Engelbert Kampfer／1651～1716)、スウェーデン人の医師で植物学者のカール・ツンベルク(Carl Thunberg／1743～1828)、ドイツ人の医師で博物学者のフィリップ・フォン・シーボルト(Philipp von Siebold／1796～1866)が、その3賢人である(https://kotobanoba.naniwoyomu.com/8591/)。

3賢人の出自を見ればすぐに分かるように、彼らはいずれもオランダ人ではない。このことは重要である。この連載中の「種子」とは離れるが、今回は、オランダという国の特異な成り立ちを説明しておきたい。

日本では、ネーデルランド(オランダ語でNederlanden、英語でNetherlands。「低地」という意味)のことを「オランダ」(Holland)と言っている。「オランダ」の現地語発音は「ホラント」である。ホラントは、ネーデルランドの中心となっている州の名前である。ホラント州は、ネーデルランドの諸侯たちを巻き込んだ対スペイン独立戦争の主役であった。



オランダ(the Netherlands)


「出島の3賢人」。左からケンペル、ツンベルク、シーボルト。

1543年、日本に火縄銃を持ち込んだポルトガル人が種子島に漂着した。日本人が見た初めてのヨーロッパ人であった。彼らが、ネーデルランドをポルトガル語訛(なま)りで「オランダ」と発音したので、それ以来、日本ではこの地の諸侯の地を「オランダ」と呼ぶようになった(https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2021/11/1637892948.pdf)。

"Holland"は、ポルトガル語で"Holanda"と表記されている。ポルトガル語では、「H」はサイレントなので、「オランダ」という発音になった(https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q14263655984)。

ところが、オランダ政府は、2020年1月1日より、公式国号として"Holland"を使用せず、すべて"the Netherlands"とすると発表し、さらに、各国に"Holland"を使用しないようにとの要請を出した。しかし、日本では変更せずに、従来のまま「オランダ王国」(Kingdom of the Netherlands)で通している(https://www.y-history.net/appendix/wh0904-054.html)。

### 宗教に名を借りた権力者間の支配地域争い

スペイン・ハプスブルク家(Habsburg family)の領土であったネーデルランドの諸侯たちが、16世紀半ばに独立運動を開始、成功して、1609年に実質的に「ネーデルランド連邦共和国」(Republic of the Seven United Netherlands)として独立し、「オランダ総督」(Stadtholder)が治める国家となった。「7つのネーデルランド地域連合」という名前にすべてのことが集約されている。参加諸侯は皆、平等であるという意味である。当時としてはまさに革命的な国家名である。

「オランダ総督」もスペインから独立したものとなった。オランダ総督は、元々は、ネーデルランドがスペイン領であった時代に各州に置かれたスペイン国王の代官を意味していた。1555年にはスペイン王フェリペ2世(Felipe II／1527～1598、スペイン国王としては、在位：1556～1598)に仕えていたオラニエ公ウィレム1世(Willem van Oranje I／1533～1584)は、ホラント、ゼーラント、ユトレヒト3州の総督を兼任していた。共和国成立後、オラニエ公はネーデルランド連邦共和国の初代総督に選ばれた。カルヴァン派を自称するウィレム1世は、スペインに対抗すべく、プロテスタントの逃亡者を優遇するようになった。ただし、オランダ総督の地位は形式的には共和制国家の元首であるが、オラニエ家に世襲されたので、実質的には王位と同じ存在であった(https://ja.wikipedia.org/wiki/オランダ黄金時代)。


オラニエ公ウィレム1世

### アンネ・フランクに象徴される移民受け入れ国家

人々に周知の「アンネ・フランク」の一家は、ナチス・ドイツから逃れてオランダに移ってきた移民である。アムステルダムは16世紀以来、ヨーロッパ各地で迫害を受けた多数のユダヤ人が、最後にたどりついた安住の地であった。

そうした移民流入を促進させたのが、17世紀のネーデルランド連邦共和国であった。約200年続いた共和国期を通算すると、移民の数は総計で180万人に達していた。ほとんどは労働者であった。当時のオランダの労働力人口のおよそ3分の2が移民労働者だったという推計値がある。(Obdeijn & Schrover,Immigratie en emigratie in Nederland vanaf 1550, Bert Bakker. 2008.)。

1585年時点で3万人に過ぎなかったアムステルダムの人口が、1622年には10万人を超えるほど急増した

またオランダが東インド会社によって、海洋国家として発展したことも、外国人労働力への需要を高めた。商業船舶の乗組員の約半数、共和国期を通算して約50万人の乗組員が外国人だった。海軍の4～7割、捕鯨船の65%が外国人だった。ドイツやスカンディナビア諸国、中国人や東インド出身者が多かった(https://ejje.weblio.jp/content/komen#google_vignette)。

17世紀のオランダは、レンブラント(Rembrandt van Rijn／1606～1669)、スピノザ(Baruch de Spinoza／1632～1677)、グロティウス(Hugo de Groot／1583～1645)等々の天才を輩出した絢爛(けんらん)たる黄金の時代であり、中世市民文化発展の極みであった。


アンネ・フランク
(1929-1945)

## 提言文芸

~投稿歓迎~

・増税より　身を切る改革　先にやれ
（憲法窮状）

・今こそが　政権放り出し　緊急事態？
（ルパン反省）

先生方は何かにつけて「身を切る」と言いますが、議員定数削減、調査研究広報滞在費問題(旧文書通信交通滞在費)、裏金問題などなど…まったく解決していない、と言うより、する気が見えませんね。「身を切る」ではなく「民を切る」改革なのでしょうか。自民党総裁選に夢中の先生方ですが、政治が機能していない、今こそ緊急事態なのでは。

社会資本政策研究会
〒533-0032
大阪市東淀川区淡路三―六―三一
協同会館アソシエ1階
電　話（〇六）四八六二―四〇二二
ＦＡＸ（〇六）四八六二―四〇二三

サンセイ生コンクリート株式会社
代表取締役　稲村義昭
〒651-1412
兵庫県西宮市山口町下山口二六五―一
電　話（〇七八）九〇四―三六九一
ＦＡＸ（〇七八）九〇四―二一〇七

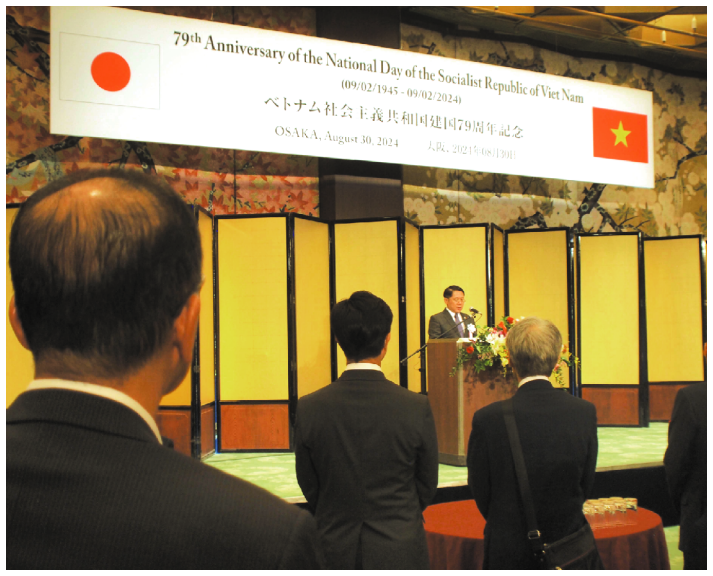
団体を支援する会
関連
ＫＵ

関西生コン関連経営者会

# ベトナムと日本の友好関係の発展促進のために

## ベトナム建国79周年祝賀レセプション

ベトナム社会主義共和国建国79周年の祝賀レセプションが8月30日、リーガロイヤルホテル（大阪市北区）で開催され、「提言」編集部も参加し、約150名の来場者とともに親しく交流を行なった。主催は在大阪ベトナム社会主義共和国総領事館。




当日は、台風10号の大阪への最接近が予報され開催も危惧されたが、予定通り行なわれた。

会場には政界、財界、経済界、組合総研も参加協力する日越関西友好協会、そして在日ベトナム人コミュニティや留学生など多くの人が招待され歓談のひと時をもった。

またフォー（米粉麺）やベトナム風揚げ春巻きなども提供され、本場の味を求めて長い行列ができていた。

ステージではダン・バウやトルン（※）などベトナムの民族楽器の演奏も行なわれ、郷愁を誘う音色に来場者は酔いしれていた。


トルン

※「ダン・バウ」はベトナムの伝統的な楽器で、世界的にも珍しい一弦タイプの琴。右手で弦を弾きながら、台箱の上に挿入された棒をしならせて糸の張りを調整することで、無数の音色を生み出す事ができる。「トルン」はベトナム産の竹のみを使用して作られた非常に特殊な構造の楽器である。音が奏でられる部分だけでなく、枠組みまで全てが竹で出来ている。音色はコロコロと響き、シロフォン（木琴）のような音色を放ち、その音色は川の流れや鳥のさえずりに例えられる。


ダン・バウ（左）

## 在大阪ベトナム社会主義共和国総領事館
## ゴー・チン・ハー総領事



1945年9月2日、ホー・チ・ミン主席が独立宣言を発布し、ベトナム民主共和国（現：ベトナム社会主義共和国）の誕生を宣言しました。以来79年間、ベトナム共産党の懸命な指導の下、ベトナム国民は数々の困難と苦難を乗り越え、戦後の国家再建にあたり独立、集権、領土保全の維持において、驚くべき進歩を遂げてきました。

ベトナム経済は着実に発展を続けており、2023年の成長率は5・05％、2024年の第1四半期は5・71％、第2四半期は6・42％となっております。2023年の一人あたりの所得は4300米ドル近くに達しました。

ベトナムと33ヵ国との戦略的かつ包括的なパートナーシップや、約60ヵ国が参加する16の自由貿易協定の締結からも分かるように、ベトナムの外交関係と国際統合は深まり、経済成長に新たな勢いをもたらせています。

このような良好な状況の中で、日本とベトナムの交流、協力関係が急速に発展し、投資、貿易、観光、人的交流など様々な分野で、実質的な成果をもたらしている事を大変うれしく思っております。

2023年はベトナムと日本の外交関係樹立50周年という重要な年であり、両国で500以上の有意義な記念活動が開催されました。

中央レベルと地方レベルの相互訪問が増えている事は、両国の広範な戦略的関係の深さを反映しています。特に両国の地方間の協力が新たな進展を見せている事は喜ばしい事です。これは経済、投資、貿易、観光、労働などの分野で、実質的な協力を強化し、両国民の友情の基盤を育むための効果的なチャレンジとなっております。

経済協力に関しては、日本はベトナムの重要なパートナーであり、貿易額は450億米ドルで、ベトナムにとって第4位の貿易相手であり、2023年には65億7000万米ドルの投資が行なわれ、ベトナムの第2位の直接投資相手となっています。


フォーを求めて行列が

両国間の人的交流も深まっています。日本におけるベトナム人コミュニティは急速に発展しており、2023年には56万人となり、外国人コミュニティとして2番目に大きいコミュニティとなっています。一方、在ベトナム日本人の数も大幅に増加し、現在は2万2000人に達しました。


多くの来場者が歓談

ベトナムと日本の協力をさらに促進するため、両国首脳がベトナムと日本の関係を包括的戦略的パートナーシップに引き上げる共同声明で確立した原則と方向性に沿って、在大阪ベトナム総領事館は日本の相手と協力し、2024年上半期に多くの実質的な協力活動と文化交流活動を開催しました。具体的には、さまざまな都市での日越友好議員連盟が設立され、さらに「ホイアン市の夕べin堺」「ベトナムフェスティバル2024-in大阪」「ホーチミン市デイ-in大阪」などの文化交流活動や、投資貿易促進に関する多くの会議やセミナーを開催しました。

皆様の多大なご支援とご援助は常に高く評価され、私たちの心に刻まれています。

# 頑張れ尾上部屋

## 高まる関取誕生への期待

大相撲九月場所（両国国技館）では、横綱・照ノ富士（伊勢ヶ濱部屋）が初日から休場、また、大関復帰を目指していた関脇・貴景勝も途中休場（その後引退）するなど大関陣も存在感を見せられないなか、関脇の大の里（二所ノ関部屋）が13勝2敗で、五月場所以来となる2回目の優勝を飾った。

大の里は身長1メートル92センチ、体重182キロの恵まれた体を生かして圧力をかけ、前に攻める相撲が持ち味で、今場所も持ち味の右を差して一気に攻める相撲で序盤から勝ち星を重ねた。加えて、課題とされてきた左からの攻めも目立つようになると、さらに安定感が増した取り組みを見せるようになり、初土俵から9場所目（昭和以降最速）、24歳の関脇が確かな実力を示して2回目の優勝を果たした。

優勝力士インタビューで大の里は、地元石川県で豪雨被害が発生した事について「ニュースを見てびっくりしました。石川県の皆さんに自分の優勝が明るい話題として届けられてよかった」と故郷にエールを送った。

大の里は直近3場所の勝ち星の合計が34勝（12勝、9勝、13勝）と、大関昇進の目安とされる33勝をクリア。これを受けて9月25日、昇進伝達式が行なわれ、大関・大の里が誕生した。石川県出身の大関としては、輪島（花籠部屋）、出島（武蔵川部屋）に次ぐ3人目となる。

### 上り調子の尾上部屋力士

一方、組合総研も応援する尾上部屋の力士は、先場所を三段目全勝優勝で飾り、今場所は幕下への昇進を果たした伊波をはじめ、伊波と日本大学相撲部同期生の春山など、ほとんどの力士が勝ち越しを決めた。

次の九州場所では、大海、穂嵩、玄武丸、春山、城間、伊波など九州出身の力士たちの活躍も見どころの一つである。調子を上げてきている尾上部屋力士の活躍に期待が集まる。


同い年の出沼（左・二子山部屋）と対戦する春山（6日目・9月13日）

## 九月場所　尾上部屋力士成績

☆印は勝ち越し力士

| 番付 | 四股名 | 成績 |
|---|---|---|
| 【幕下】 | | |
| 西25枚目 | 城間 | 3勝4敗 |
| 西32枚目 | 伊波 | ☆4勝3敗 |
| 東42枚目 | 春山 | ☆4勝3敗 |
| 西45枚目 | 北天海 | ☆4勝3敗 |
| 【三段目】 | | |
| 東25枚目 | 穂嵩 | ☆4勝3敗 |
| 東38枚目 | 大海 | ☆4勝3敗 |
| 西54枚目 | 高馬山 | ☆4勝3敗 |
| 西64枚目 | 坂林 | 3勝4敗 |
| 西86枚目 | 玄武丸 | 1勝6敗 |
| 【序二段】 | | |
| 西20枚目 | 照寶 | ☆5勝2敗 |
| 西34枚目 | 高倉山 | ☆4勝3敗 |
| 東40枚目 | 九鬼王 | ☆4勝3敗 |
| 東85枚目 | 富士の輝 | 3勝4敗 |

※十一月場所（九州場所）の番付は10月28日に発表